

23年度も継続して募集しています。
皆様のご協力をお願いいたします。

「隠岐病院新築事業」寄附金のお願い

隠岐広域連合として運営する隠岐病院は、移転新築後34年を経過しており、建物の老朽化、狭隘化が著しく、良好な療養環境の確保、医療の提供が困難な施設となりつつあることから、この度、現地に新築することとなり、平成24年春の開院を目指し昨年10月から建設を進めております。

隠岐島住民にとって、安心・安全に暮らせるためには医療の確保は欠かせず、定住の根幹をなすものであり、島民にとって待望の事業と考えています。

また、新隠岐病院は、隠岐医療圏域の中核医療機関として離島という地域特性を踏まえ、医療機器の充実はもちろん、高齢化社会への対応や緊急搬送体制の充実を図り、自治体病院としての役割を果たしていきます。

寄附金募集の目的

新病院の建設に約56億円の費用を要することから、病院、構成団体も財源捻出に苦慮しているところであり、島民の医療・福祉の更なる向上のため、医療機器や備品等の購入を目的として、隠岐島民の皆様を始め全国の出郷者の皆様方からご寄附を募集することといたしました。

寄附金の使い道

車いす、ベットマットレス、キャスター付点滴スタンド、待合室のソファ、机、椅子等の備品の購入に使わせていただきます。

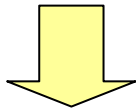
寄附金の募集期間

募集期間は、平成23年4月1日(月)～平成24年3月30日(金)までです。

寄附申込方法から確定申告までの流れ

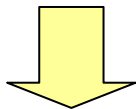
①寄附の申込

- 寄附をしていただける方は、隠岐広域連合総務課まで寄附の申込をお願いいたします。
【隠岐広域連合総務課：08512-6-9150】



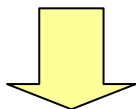
②払込取扱票を送付

- 「郵便振替払込請求書兼受領証」のついた払込取扱票を送付いたします。



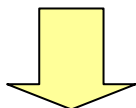
③寄附金の振込

- ゆうちょ銀行で寄附金の振込みをお願いいたします。
※他の金融機関からお振込みの場合、払込手数料がかかりますのでご注意ください。



④受領証の受け取り

- 払込取扱票についてあります、振替払込請求書兼受領証をゆうちょ銀行が交付しますので大切に保管してください。



⑤礼状・受領書の送付

- 振込後1ヶ月以内に寄附金受領書を送付いたします。なお、受領書は、確定申告の際にご使用ください。

- ※ 隠岐広域連合事務局、隠岐病院へ直接現金をお持ちいただいても寄附金を受け付けいたします。
- ※ 隠岐の島町役場本庁及び各支所にも払込票を配布してありますので、そちらで払込用紙を受け取ることもできます。

税制上の優遇措置

・個人の場合

2千円以上のご寄附をされた場合、「特定寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象となります。寄附金額から2千円を差し引いた額を、その寄附者のその年の総所得額の合計額から控除することができます。後日、隠岐広域連合から寄附金受領書を発行いたしますので、確定申告の際にご使用ください。

・法人の場合

寄附金額の全額を所得の損金に算入できます。

(問い合わせ先)

〒685-0104 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地

隠岐広域連合総務課総務係(担当:原)

TEL : 08512-6-9150

FAX : 08512-6-3330

E-mail : k-hara@okikouiki.jp